

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		違反に係る鳥獣の解放その他の必要な措置の命令
根拠法令(例規)及び条項		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 10 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 14 年法律第 88 号
関 係 条 項		同法第 9 条第 1 項、第 5 項、美唄市鳥獣捕獲許可取扱要綱（平成 20 年 4 月 1 日美唄市庁達 12 号）第 6 条第 1 項
所 管 課 係 名		農政課農政係
処 分 基 準	基 準	(許可に係る措置命令等) 第十条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定に違反して許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又は同条第五項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 一 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。 二 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のため必要があると認めるとき。 三 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。 2 環境大臣又は都道府県知事は、前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		認定処理高度化施設整備計画の認定の取消し
根拠法令(例規)及び条項		家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第 10 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 11 年法律第 112 号
関 係 条 項		家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第 9 条第 2 項～第 3 項、
所 管 課 係 名		農政課農政係
処 分 基 準	基 準	(処理高度化施設整備計画の認定基準) 第四条 法第九条第三項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 処理高度化施設整備計画が都道府県計画に照らし適切なものであること。 二 処理高度化施設整備計画の達成される見込みが確実であること。 【補則】 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第 10 条第 2 項の定めるところにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則第 4 条に違反した場合又は認定処理高度化施設整備計画に従って処理高度化施設の整備を行われていないと認められるとき。
	処分基準の未設定理由	㉑：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		許可の取消し
根拠法令(例規)及び条項		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 10 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 14 年法律第 88 号
関 係 条 項		同法第 10 条 1 項、美唄市鳥獣捕獲許可取扱要綱（平成 20 年 4 月 1 日美唄市庁達 12 号）第 6 条第 2 項
所 管 課 係 名		農政課農政係
処 分 基 準	基 準	（許可に係る措置命令等） 第十条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定に違反して許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又は同条第五項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 一 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。 二 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のため必要があると認めるとき。 三 捕獲等又は採取等の際し、住民の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。
	処分基準の未設定理由	㉑：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
	備 考	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		開発行為の中止等の命令
根拠法令(例規)及び条項		農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 3
法 令 (例 規) 番 号		昭和 44 年法律第 58 号
関 係 条 項		同法第 15 条の 2
所 管 課 係 名		農政課農政係
処 分 基 準	基 準	(農用地区域内における開発行為の制限) 第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。 一 国又は地方公共団体が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為 二 土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業の施行として行う行為 三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為 四 農地法第二条第一項に規定する農地を同法第四十三条第一項の規定による届出に係る同条第二項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為 五 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第四項第一号の権利に係る土地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供するために行う行為 六 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為

七 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第五条第八項の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為

八 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林水産省令で定めるものの

九 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

十 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省令で定めるもの

十一 農用地区域が定められ、又は拡張された際既に着手していた行為

2 前項の許可の申請は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。ただし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。

3 市町村長（指定市町村の長を除く。）は、前項の規定により許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を付すことができる。

4 都道府県知事等は、第一項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。

一 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。

二 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。

三 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

5 第一項の許可には、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

6 都道府県知事等は、第一項の許可をしようとするとき（当該許可に係る開発行為が三十アールを超える農地法第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。第十七条において同じ。）が含まれる土地に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かななければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府

		県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。 7 前項に規定するもののほか、都道府県知事等は、第一項の許可をするため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。 8 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為（第一項各号のいずれかに該当する行為を除く。）をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもって同項の許可があつたものとみなす。 9 第六項及び第七項の規定は、前項の協議を成立させようとする場合について準用する。 10 第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備	考	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		協定の認可の取消し
根拠法令(例規)及び条項		農業振興地域の整備に関する法律第 18 条の 11 第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 44 年法律第 58 号
関 係 条 項		同法第 18 条の 5 第 1 項
所 管 課 係 名		農政課農政係
処 分 基 準	基 準	(協定の認可) 第十八条の五 市町村長は、第十八条の二第一項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該協定を認可しなければならない。 一 申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。 二 協定区域（協定において協定区域予定地を定める場合には、当該協定区域予定地の区域を含む。）が協定の目的を達成するために必要な相当の規模を有し、かつ、協定に係る施設による営農環境への影響の及ぶ範囲を超えない一団の土地であると認められること。 三 前号に掲げるもののほか、協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。 四 協定の内容が農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。 2 市町村長は、前項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示しなければならない。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		違反に係る鳥獣の解放その他の必要な措置の命令
根拠法令(例規)及び条項		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 22 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 14 年法律第 88 号
関 係 条 項		同法第 19 条第 1 項、美唄市鳥獣飼養登録事務取扱要綱（平成 20 年 4 月 1 日美唄市庁達 13 号）第 11 条第 1 項
所 管 課 係 名		農政課農政係
処 分 基 準	基 準	（登録を受けた者に対する措置命令等） 第二十二条 都道府県知事は、第十九条第一項の規定に違反して登録を受けないで対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養をした者に対し、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
	処分基準の未設定理由	㉑：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分の処分基準

（平成 30 年 4 月 1 日作成）

処 分 名		飼養の登録の取消し
根拠法令(例規)及び条項		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 22 条第 2 項
法 令（例 規）番 号		平成 14 年法律第 88 号
関 係 条 項		同法第 9 条第 3 項、美唄市鳥獣飼養登録事務取扱要綱（平成 20 年 4 月 1 日美唄市庁達 13 号）第 11 条第 2 項、美唄市鳥獣捕獲許可取扱要綱（平成 20 年 4 月 1 日美唄市庁達 12 号）第 3 条第 2 項
所 管 課 係 名		農政課農政係
処 分 基 準	基 準	（登録を受けた者に対する措置命令等） 第二十二條 都道府県知事は、第十九条第一項の規定に違反して登録を受けないで対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養をした者に対し、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 都道府県知事は、登録を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合は、その登録を取り消すことができる。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		